

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20180522	大虎運輸中四国株式会社 法人番号(9240001042430) 代表者梶本幸司	広島県東広島市志和町志和東字小越895	山陰営業所	鳥取県倉吉市秋喜277-1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	積載物転落事故を惹起したことを端緒として、平成29年6月23日及び同年6月30日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項、第2項及び第3項)	10	1
20180524	トランスマスター株式会社 法人番号(6260001024520) 代表者大島裕治	岡山県倉敷市連島3丁目3-7	本社営業所	岡山県倉敷市連島3丁目3番7号2階	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運送を行ったことを端緒として、平成30年2月16日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1
20180525	有限会社三成興運 法人番号(1240002051578) 代表者砂田太	広島県尾道市美ノ郷町三成2793-2	木ノ之庄営業所	広島県尾道市木ノ庄町畑316-1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成29年10月31日及び同年11月22日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項違反(安全規則第8条第1項)(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	3	3
20180525	有限会社オリエントエクスプレス 法人番号(6240002039924) 代表者今岡誠司	広島県福山市春日町浦上2574-3	本社営業所	広島県福山市春日町浦上2574-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	鳥取県公安委員会からの道路交通法違反の通知を受けたことを端緒として、平成30年2月6日及び同年2月28日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第6項)(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20180528	株式会社葬仙 法人番号(3270001004251) 代表者宮永誠治	鳥取県米子市長砂町1075	鳥取営業所	鳥取県鳥取市商栄町171-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	当該事業者より無免許運行を行った旨の自主申告があったことを端緒として、平成30年2月16日及び同年2月28日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0